

第1回福井地方裁判所委員会議事概要

1 日 時

平成15年12月5日（金）午前9時50分～午前11時30分

2 場 所

福井地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

笈田信幸委員，川村幸治委員，畔柳章裕委員，小原卓雄委員，野坂鐵郎委員
馬場修一委員，春見静子委員，三宅俊一郎委員（委員長），森長澄江委員，
吉村悟委員（五十音順）

（事務担当者）

林民事首席書記官，林福井簡裁庶務課長，大竹事務局長，大西総務課長，伊
藤総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 福井地方裁判所管内における事件概況説明（事務局長）

同 受付窓口事務の実情説明（民事首席書記官，福井簡裁庶務課
長）

※ 事件概況及び受付概況の実情について，資料を示して説明を行うとともに，
各種相談機関のパンフレットを参考にしてまとめた相談機関の一覧表を配布
した。

(4) 意見交換「利用しやすい裁判所」について

（●：委員，□：事務担当者）

● 簡裁の窓口業務の相談の振り分けについて，困り事相談や愚痴といった内容
については，他のどのような相談機関を紹介しているのか。

□ 裁判所では，弁護士会，警察，地方労働委員会，県の消費生活センター，市
の消費者センター，建設工事紛争審査会等を紹介することが多い。そのほか，
人権に関する相談であれば人権擁護委員会も紹介している。

● 相談者にまず相談カードを書いてもらうとのことであるが，相談カードを書

く前の段階でどのように交通整理をしているのか。法律相談にきた人は、法律相談はできないということで門前払いされるのか。

- 相談者に対しては、家庭内の事柄については家庭裁判所で対応していること、法律相談については応じることができないことを説明した上で話を伺っている。話を伺った結果、裁判所の手続を紹介できるケースであれば手続を紹介するが、その場合でも、誰にどういう請求をしたらよいかとか、自分の要求を実現するにはどうすればよいかといった内容になると、法律相談であるから裁判所では応じることができない旨答えることになる。ただし、そのような場合でも、裁判所で作成した手続説明用のリーフレットについての説明をしており、門前払いにするようなことはない。
- 相談内容が法律相談であれば、福井弁護士会の電話番号を教えたり、弁護士会に行きなさいというような紹介はしているのか。
- 福井弁護士会の相談案内のリーフレットを窓口において紹介している。また、司法書士会の相談についても案内している。
- 受付手続相談というのは、困り事の内容についてまで聞かないとよく分からない面がある。法律問題との限界は微妙な問題であり、相談を受けた書記官が、調停をすべきであろうと思えば、調停手続に誘導することになるだろうが、それは、受付窓口の職員の個性によって違ってくるものではないか。
- 窓口相談の段階で、どのような内容の相談であるかを詳しく聴取している。申立てを考えている相談者において、どういう目的でどういうことがしたいのかははっきりした希望があれば、それに沿った手続の案内をした上、本人にどのような手続にするかを決めてもらっている。
- 少額訴訟手続については、書記官が教示することが規則上定められているが、少額訴訟手続の教示と一般の事件についての窓口相談について差違があるのか。また、少額訴訟手続の教示は、どの程度行っているのか。
- 少額訴訟手続については、事件の受理後、書記官が事情聴取書等を利用し、第1回の口頭弁論期日に紛争を解決するのに必要な資料を当事者に準備してもらえるように教示している。

少額訴訟手続は、簡易裁判所のあるべき姿として位置づけられていると認識しているが、調停や通常の訴訟手続においても、当事者が納得のいく解決を図

るという意味で、少額訴訟手続と同等の教示を行なうという姿勢で臨んでいる。

- 弁護士会が行っている法律相談との連携についての苦勞，あるいは意見，希望があれば教えていただきたい。
- 弁護士会の法律相談を受けてから裁判所の窓口に来る相談者もいるが，弁護士会での相談時間が足りないためか，弁護士会で指導されたこととは事情が異なるケースもある。そのような場合，相談者が裁判所の手続を自分で選択できれば，その手続をとってもらふことになるが，自分で選択できない場合には，もう一度弁護士会へ相談に行ってもらふこともある。
- 裁判所が相談者用にリーフレットを作成するなど工夫をしていることは理解できたが，裁判所は一般の人からみると近寄りがたい感じがする。訴訟や調停の手続をとりたいと思っても，裁判所にこられない人たちがたくさんいるのではないのか。そのような方も，リーフレットを見て裁判所の手続を知っていれば，傷が深くならないうちに本来の手続を行うことができ，結果も違ってくるものと思う。裁判所のリーフレットは，裁判所の中で使うだけなのか，それとも，外に向かっての宣伝や，利用したい方に知らせる方策をとっているのか。
- リーフレットは，消費者センター，司法書士会，弁護士会等の関係機関にも配布している。リーフレットを作成した際は，裁判所の手続について正しい認識を持ってもらうため，関係機関に対し説明会を行うこともある。

福井では，特定調停手続，少額訴訟手続ともに，一般の方になじみがないか，あるいは，手続のことは知っていても，裁判所で解決をするということにまだまだ抵抗感があるように感じている。多重債務者の方で，あと半年早く相談にきていけば，特定調停で債務の整理ができたと思われるケースも多い。そのような方が裁判所の手続をより利用しやすくなるように，裁判所からの情報発信がもっと必要であると思っている。
- 申立ては，本人が意思表示をしてからでないといけないようであるが，申立てを躊躇するようなケースもあるのか。
- 同じ地区や集落に住んでいる者の間で紛争が生じているような場合などでは，裁判まですることには抵抗があると言われることはある。
- 特に倒産関係，多重債務者の事件が増しているようであるが，福井地裁と

してその事務処理にどのような方針をとっているのか。

- 破産事件については、どういう方針で進めるかは、二つに分かれている。一つは破産管財人をつける場合で、この場合は、管財人が財産を調査し、債権者への配当をする手続になる。もう一つは、同時廃止という手続で、管財人をつけず、財産の調査や債権者への配当をしないで、手続が終わるものである。破産になって、免責が認められれば、債務の支払責任を免れることになる。債務者には、高価な物を買うなどの浪費をして社会的な非難を受ける人もいれば、夜逃げや自殺を考えている人、家庭崩壊の状況にある人などいろいろな人がいるので、事情に適した手続を選択し、適切な進行を考慮している。家庭崩壊の状況にあるような人は、当面は、早急に破産の手続を進め、免責で救済できるものは救済するという方法が多い。裁判所としては、急増する事件に対応するために、できるだけ事務を合理化し、事件の処理を早める方針で基本的に臨んでいる。
- 福井地裁本庁では毎週多重債務者に対する集団説明会が行われており、こうした本庁のある福井市のような地域では、破産状態になって弁護士のもとに相談に来る人の多くは、どのような法的手当があるかを、だいたい知っているように思う。裁判所が相談に力を入れることにより、司法文化が徐々に高まっていくことになり、大きな効果があると感じている。
- 申立てをするには、切手や収入印紙を必要とするようであるが、来庁した人はこれをどのように購入しているのか。
 - 収入印紙、郵便切手については、裁判所の庁舎内では購入できないので、近くの郵便局とコンビニエンスストアの場所を示した地図を窓口を用意し、案内をしている。
- 県民の感覚からいうと、裁判所はどうしても近寄りがたいという感じがするが、厳しい経済情勢の中、裁判所に対するニーズは高いと思う。

要望として、以下のようなことをしていただけたらと思う。

 - 1 特定の曜日でよいから受付相談の時間を延長する。
 - 2 弁護士会の行なう法律相談に裁判所の施設を使ってもらう。
 - 3 裁判所のホームページに訴訟制度の情報を掲載する。
 - 4 弁護士会等の行なう法律相談についても一元的に裁判所で行なう。

(5) 次回開催期日と意見交換のテーマ

平成16年5月20日（木）又は同月21日（金）午後1時15分～4時
引き続きテーマ「利用しやすい裁判所」についての意見交換を行う。